

横浜市環境配慮指針

平成23年 6 月策定

令和 7 年 4 月改定

横 浜 市

目 次

本文	1
別記 事業別の配慮事項	
1 道路の建設	4
2 鉄道及び軌道の建設	5
3 工場及び事業場等の建設	6
4 廃棄物処理施設の建設	7
5 下水道終末処理場の建設	8
6 飛行場の建設	9
7 公有水面の埋立て	10
8 高層建築物の建設	11
9 運動施設、レクリエーション施設等の建設	12
10 開発行為等に係る事業	13

改定履歴

平成23年6月策定
平成25年3月改定
令和3年4月改定
令和7年4月改定

第1 趣旨

環境配慮指針（以下「指針」という。）は、横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、環境影響について計画段階事業者が配慮すべき事項に関する指針を定めたものである。

計画段階事業者は、指針に基づき、あらかじめ環境の保全について自ら十分に配慮し、事業計画を立案する。その際、指針に基づき行う計画段階配慮については、指針の配慮事項に限らず、本市の最新の環境に関する諸計画等を踏まえて、より環境への負荷を低減できる内容を追求するとともに、水とみどりによる環境の創造に努めるものとする。

また、条例第16条第1項第2号の措置をとられた、第2分類事業を実施しようとする者は、自ら事業の実施段階においても、本指針や最新事例等を参考にして具体的な環境影響についての配慮を行うものとする。

なお、本指針は、小規模な開発事業等から広くまちづくりにおいても活用され、持続可能で環境と調和・共生した魅力ある都市となることを期待するものである。

第2 基本的事項

1 指針の対象とする事業

指針の対象は、条例第2条第2号及び第3号に規定する事業とする。

2 計画段階配慮を行う主体

計画段階配慮を行う主体は、計画段階事業者とする。ただし、条例第44条第1項の規定に該当する場合、計画段階配慮を行う主体は、都市計画決定権者とする。

3 計画段階配慮を行う時期

計画段階配慮を行う時期は、事業の内容や規模、事業を実施しようとする区域（以下「計画区域」という。）の選定など、事業計画の見直しが可能な時期とする。

第3 用語

本指針で使用する用語は、指針で定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

第4 計画段階配慮の検討手順

条例に基づく計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）の作成にあたっての検討手順は次のとおりとする。

1 事業計画の立案

事業計画の立案に当たっては、事業の目的や必要性を整理し、本指針のほか、地球温暖化対策、生物多様性などの環境に関する本市の最新の計画や指針、基準等を幅広く把握し、環境負荷の低減、脱炭素化や生物の生息・生育環境の保全と創造を検討する。

2 事業特性の整理及び地域特性の把握

(1) 事業特性の整理

事業特性は、事業の目的や必要性、事業の種類、計画区域、事業の内容・規模について、計画の具体性の程度に応じて環境影響について考慮しながら整理する。

(2) 地域特性の把握

地域特性は、計画区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域について、技術指針別表 1 に掲げる地域の概況のうち、(1) で整理した事業特性と関連のある項目について調査して得られた結果に考察を加えて把握する。

3 配慮事項の選定

計画段階事業者は、第 5 に示す事業の分類に従い、別記に掲げる事業別の配慮事項の中から、事業特性と地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定する。

また、事業特性や地域特性において特筆すべき内容があり、事業別の配慮事項に記載がない事項への配慮を行う場合は、項目を追加する。

4 計画段階配慮の内容検討

事業別の配慮事項として選定、あるいは追加した項目ごとに、環境影響について配慮すべき内容を検討し、整理する。

選定しなかった項目については、事業計画を更に検討し、選定しなかった理由又は選定できなかった理由を整理する。

第5 事業の分類

条例別表に掲げる事業の種類について、本指針別記においては次表右欄の事業の分類に読み替えるものとする。

条例別表に掲げる事業の種類と本指針別記の事業の分類対応表

条例別表に掲げる事業の種類	本指針別記において適用する事業の分類
1 道路の建設	1 道路の建設
2 鉄道及び軌道の建設	2 鉄道及び軌道の建設
3 工場及び事業場の建設	3 工場及び事業場等の建設
4 電気工作物の建設	
5 自然科学研究所の建設	
6 廃棄物処理施設の建設	
7 下水道終末処理場の建設	4 廃棄物処理施設の建設
8 飛行場の建設	5 下水道終末処理場の建設
9 公有水面の埋立て	6 飛行場の建設
10 高層建築物の建設	7 公有水面の埋立て
11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	8 高層建築物の建設
12 工業団地の造成	9 運動施設、レクリエーション施設等の建設
13 流通業務団地の造成	10 開発行為等に係る事業
14 土地区画整理事業	
15 開発行為に係る事業	

第6 配慮書提出後の検討

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成する者は、提出した配慮書についての市民からの環境情報提供書や配慮市長意見書の内容を十分考慮し、必要に応じて配慮書の内容の見直しを行い、その結果を方法書に記載する。

また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する者は、方法書から事業計画の検討が進んで内容に不整合が生じた場合等は、配慮の内容を適切に修正する。

なお、条例第16条第1項第2号の措置をとられた、第2分類事業を実施しようとする者は、事業計画の修正も含めて検討を行った上で、計画段階配慮の内容の見直しを行い、配慮市長意見見解書（以下「見解書」という。）に記載するものとする。

第7 配慮書等の作成方法

計画段階事業者は、横浜市環境影響評価技術指針で定めるところにより配慮書、方法書、準備書又は見解書を作成する。

別記 事業別の配慮事項

1 道路の建設

基本的な配慮事項	(1) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図るとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの積極的な活用を努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。
	(10) 微気候に配慮し、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。
	(11) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の交通経路の分断を避けるよう努める。
	(12) 道路の構造・色彩等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。
	(13) 沿道の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯、歩道、自転車道等）を設置するよう努める。
	(14) 騒音・振動・大気等の環境影響を低減するために、最新技術を用いた保全対策の実施に努める。
	(15) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

2 鉄道及び軌道の建設

基本的な配慮事項	(1) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。
	(10) 省エネルギー型車両の積極的な導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。
	(12) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の交通経路の分断を避けるよう努める。
	(13) 駅舎等の構造や色彩、形態等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。
	(14) 沿線の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯等）を設置するよう努める。
	(15) 駅舎等の施設については、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努める。大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。
	(16) 騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。
	(17) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

3 工場及び事業場等の建設 (電気工作物の建設、自然科学研究所の建設を含む)

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用にも努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 次世代自動車の積極的な導入、充電器等のインフラ整備、公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(10) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。
	(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。
	(12) 街の個性や街並みの特徴を把握し、工作物外観の色彩や材質、工作物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(13) 火災、爆発、有害な物質の漏洩、バイオハザードの発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。地震等の異常な自然現象に起因する場合についても、想定される被害の程度から優先順位を検討した上で、安全確保のための管理体制の構築やマニュアルの整備等に努める。
	(14) 製品の製造に用いる原材料には、無害な原材料又は有害性の低い原材料を選択する。
	(15) 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、製造工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制する。
	(16) ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(17) 排水を排出する施設を更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SS の排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(18) 体育館やテニスコートなどの厚生施設や広場等は、可能な限り市民開放を行う。
	(19) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の交通経路の分断を避ける。
	(20) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。
	(21) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

4 廃棄物処理施設の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図る。
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 次世代自動車の積極的な導入、充電器等のインフラ整備、公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(10) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。
	(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。
	(12) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(13) 火災、爆発、有害な物質の漏洩、バイオハザードの発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。地震等の異常な自然現象に起因する場合についても、想定される被害の程度から優先順位を検討した上で、安全確保のための管理体制の構築やマニュアルの整備等に努める。
	(14) 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。
	(15) ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(16) 排水を排出する施設の更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SS の排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。
	(17) 最終処分場については、レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。
	(18) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

5 下水道終末処理場の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、污泥焼却炉廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。
	(10) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。
	(11) 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、下水処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制する。
	(12) 下水は、窒素・りん除去などの高度処理を行うとともに、処理水の有効利用を図る。
	(13) 污泥消化ガス等の有効利用を図る。
	(14) レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。
	(15) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

6 飛行場の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地や飛行ルートを選定に当たっては、周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地や飛行ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 陸上飛行場周辺においては緩衝緑地帯を十分に確保し、舗装面以外の空地については緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 省エネルギー型航空機の導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(10) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。
	(11) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

7 公有水面の埋立て

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 多孔質構造など生態系に配慮した護岸や人工干潟の整備、水生植物の植栽等により、生物多様性に配慮した生物の生息・生育空間の確保に努める。
	(6) 埋立地周辺における水質、潮流や水生生物等及びその生息・生育環境への影響の低減に努める。
	(7) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(8) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。
	(9) 最新の技術を用いた低公害な工法の導入により、周辺水域への影響の低減に努める。

8 高層建築物の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 低層部の屋上や壁面、敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(10) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。
	(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。
	(12) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(13) 大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。
	(14) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。
	(15) 風害、光害の影響を少なくする。
	(16) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の交通経路の分断を避ける。
	(17) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。

9 運動施設、レクリエーション施設等の建設

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。
	(10) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(11) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。
	(12) 光害や騒音等の影響を少なくする。
	(13) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の交通経路の分断を避ける。
	(14) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。
	(15) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。また、工作物の長寿命化に努める。

10 開発行為等に係る事業 (工業団地の造成、流通業務団地の造成、土地区画整理事業を含む)

基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。
	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。
	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。さらに、これらによる地域単位での最適なエネルギー需給システムの導入に努める。
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。
	(9) 次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。
	(10) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。
	(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。
	(12) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。
	(13) 大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。
	(14) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。
	(15) 風害、光害、日照阻害等の影響を少なくする。
	(16) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の交通経路の分断を避ける。
	(17) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。
	(18) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。